

6. 10. 10  
3108

解決事項

- 一 給与の支給は前七割より千石六割に下デトス
- 一 月給ハ十石以下(食費外)一割五分増 十石以上五分増
- 一 食費ハ四十割ヲ与ヘテス
- 一 病元ハ健康保険法ニヨル
- 一 夜勤ハ日給外三分増トシ夜食ヲ給ス
- 一 金一封(五十圓)ヲ給ス

井野子

五戸電気鉄道株式会社争議 (九・一・一三)

青森籍三戸郡五戸町字下沢向十三三号

労働者 六〇名(内女二名)

参加者 一五名

各事業不振を以て本年六月以降使用人の賃金全額ヲ支拂ヒ得ズ  
労働者側モ事情ヲ察シ隠忍シ来リシ処 会社側ニテ八月三十日  
運轉手一名ヲ体職セシメタルニヨリ使用人同生活擁護ヲ叫ビテ  
九月十日諸要ヲナシ罷業決行シタルガ今十三日召集委員  
ノ結果別記案件ニテ円満解決ス

要項事項

一 体職絶対反対

一 運轉手ニ対シ絶対減給セザルコト

一 解雇ノ場合手当三ヶ月分上支給スルコト

附